

## 面会室内での地図アプリ使用を理由とした接見制限に関する会長声明

2021年（令和3年）3月2日、東京高等裁判所は千葉県弁護士会所属の弁護士が控訴人（原告）となって提起した弁護人の接見交通権・弁護権の侵害を理由とする国家賠償請求訴訟（以下「遠藤国賠」という）について、控訴人の控訴を棄却する判決（以下「本判決」という）を言い渡した。

遠藤国賠は、原告である弁護士が担当する覚醒剤密輸事件の弁護活動にあたり、外国での犯行場所の特定のためにスマートフォンの地図アプリを使用して確認を行っていたところ、そのことを理由に千葉刑務所の職員に接見を中断させられた事案である。第1審である千葉地方裁判所は、2020年2月12日に、地図アプリケーションの使用には刑事訴訟法（以下「刑訴法」という）39条1項の定める接見交通権の保障は及ばず、地図アプリケーションの使用を理由に接見を制限しても違法ではないとして原告の請求を棄却していた。

本判決はこのような第一審判決を踏襲し、スマートフォンの地図アプリを示した打合せについて秘密交通権の保障は及ばないと判断したが、以下に述べるとおり弁護人と被疑者・被告人（以下「被疑者等」という）との接見交通権に対する誤った理解に基づくものであって、不当な判断であると言わざるを得ない。

刑訴法39条1項が保障する接見交通権は憲法に由来する権利であり、身体拘束を受けている被疑者等と弁護人とが制限を受けることなく秘密性の保障されたコミュニケーションを行うことを保障し、もって被疑者等の人権を保障し、刑事手続きの適正を実現するための規定である。そうであれば、このような憲法に由来する接見交通権を制限することができるのは極めて例外的な場合に限られるべきものであり、また、通信技術が発達した現代において、弁護活動におけるIT機器の利用を否定することは現実的ではない。

本判決は弁護人が地図アプリ以外の機能を使用し、それによって刑事施設内の情報が外部へ流出する危険があることを理由にスマートフォンそれ自体の使用制限を

適法と判断したが、かかる危険性は抽象的なものにすぎず、憲法に由来する接見交通権を制限する根拠としては薄弱であると言わざるを得ない。また、本判決はその判断の前提として弁護人の接見交通の場面において罪証隠滅がなされる危険性を想定しているものと思われるが、このような判断はこれまでの裁判例（広島高裁平成31年3月28日判決等）の判断から逸脱し、弁護人の援助を受ける権利（憲法34条、37条3項）を中心とした憲法が想定する弁護人制度への信頼を根本から否定するに等しいものである。

当会は、本判決の接見交通権、刑事弁護実務への理解の欠如について強く遺憾の意を表すとともに、弁護人の接見交通権の保障を十全あらしめることを求めるものである。

2021年（令和3年）3月12日

佐賀県弁護士会

会長 富永洋一